

# 新型コロナウイルス感染症に伴う施設使用料 の支払い期限の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める必要性があることから、貸室などの施設使用料の支払いを次のとおりにします。

## ① 施設使用料の支払い期限

**⇒ご利用日まで延びています。**

施設予約システム対象施設の施設利用を予約した場合、**施設使用料の支払い期限は「施設利用時まで」**とします。

※予約をされた場合に、支払期限が表示されますが、  
期限は利用当日まで延長されます。

## ② 貸室使用料について

定員の 50%以下で利用する団体及び感染防止のため自主的に定員の 50%以下の人数で利用する団体は、引き続き減額対応とし、定員の 50%を超える人数で利用をする団体については、通常の使用料をいただきます。  
(レクリエーションルームは適用外)

**【適用期間 令和6年3月31日(日曜)まで】**

〇区の新型コロナウイルス感染症への対応は港区公式ホームページからご確認ください。

URL: <https://www.city.minato.tokyo.jp/>

令和5年2月3日

港区立生涯学習センター

